

面会に関するご案内

当院では、感染拡大防止対策、入院患者さまの療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、面会規程を定めております。ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

- (面会時間) 14時～16時 30分以内
- (面会受付方法) ナースステーション（又はスタッフステーション）の窓口で、
「面会者ノート」に「患者氏名」「面会者氏名」「面会開始時間」の記入を行う。
- (面会者数) 1回につき2名まで
- (面会可能な方) 風邪症状のない高校生以上の方
- (面会場所) 病 室 *状況に応じて1階「ラウンジ」または2階「食堂・デイルーム」
- (その他) 荷物については、面会の際に直接患者さまへ受け渡しが可能

【留意事項】

- 1) 静粛を旨とし、他の入院患者さまに迷惑を及ぼさないようご協力ください。
- 2) 病院が定める面会受付方法や面会時間・人数・面会可能な方・指定された面会場所等をお守りください。
- 3) 病院敷地内で飲酒・喫煙などは禁止となっております。
- 4) 見舞い品として飲食物等を持ち込む場合、患者さまが入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を受けてください。
- 5) その他、患者さまや職員に対して迷惑となる行為はご遠慮ください。

医療法人共生会長崎友愛病院 面会規程

1. 目的

本規程は、医療法人共生会長崎友愛病院（以下、当院という）における入院患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、並びに円滑な退院支援を図るため、患者と家族等の面会に関する基本的な考え方及び運用方法を定めるものである。

2. 基本方針

当院は、患者と家族との交流が患者の療養生活において重要である事を踏まえ、感染症対策や医療・治療上必要である場合を除き、面会を過度に制限しない事を基本方針とする。

3. 面会運用について

- 1) 面会時間 : 14 時～16 時
- 2) 面会受付方法：ナースステーション（又はスタッフステーション）の窓口で、面会者ノートに
「患者氏名」「面会者氏名」「面会開始時間」の記入する
- 3) 1 回の面会時間：30 分以内
- 4) 面会可能人数：2 名まで
- 5) 面会可能な方：風邪症状のない高校生以上の方
- 6) 面会場所：基本的に病室内、または1 階のラウンジか2 階デイルーム
- 7) その他 : 荷物については、面会の際に直接患者さんに受け渡しが可能

4. 面会における留意事項について

- 1) 静粛を旨とし、入院患者や職員に対して迷惑となる行為を行わないこと。
- 2) 病院が定める面会運用を守ること。
- 3) 病院敷地内での飲酒・喫煙など、当院が禁止する行為を行わないこと。
- 4) 見舞い品として生花・飲食物等を持ち込む場合、患者が入院する病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者の許可を得てこれを行うこと。
- 5) 同項各号に違反した場合、病棟看護師長又は看護師長業務を代行する者は、直ちにその面会を中止することができる。

5. 面会の制限について

以下の場合に限り、必要最小限の範囲で制限を行う。なお、制限を行う際は、「理由」「期間」「対象範囲」を明確にし、患者・家族に説明する。

- ・感染症の流行や院内感染発生時
- ・患者の病状が不安定な場合
- ・医療安全上の理由がある場合
- ・その他、病院長が必要と認めた場合

6. 特別な配慮が必要な場合について

以下の場合には、面会の調整を行う。

- ・終末期・看取り期

- ・認知症・精神的支援が必要な場合
- ・障害等により家族の関与が不可欠な場合
- ・患者自身が面会制限を希望する場合

7. 周知について

本規程の内容は、入院案内、院内掲示、および病院ホームページ等を通じて患者及び家族へ周知する。

8. 本規程の見直し等について

- ・本規程は、病院運営の状況や社会情勢の変化や感染症流行等の状況を踏まえ必要に応じて改正を行う。
- ・見直し内容は委員会等で審議し、記録を残す。

(附 則) 本規程は2026年5月1日より施行する。